

特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟公認指導者資格認定規程

第1章 総則

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟定款第5条第1項第2号の規定に基づき、特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟(以下「全国ラジオ体操連盟」という。)が公認するラジオ体操・みんなの体操指導者(以下「公認指導者」という。)について、その資格を認定し、資質の向上を図るために必要な事項を定める。

第2条 この規程は、公認指導者の認定により、ラジオ体操・みんなの体操(以下「ラジオ体操等」という。)の健全な普及発展を図り、国民の健康の維持増進に資することを目標とする。

第3条 この規程でいう認定とは、公認指導者の資格を得ようとする者について審査や所定の手続を経て登録されるまでを総称する。

第4条 この規程で認定する公認指導者は、次の1級ラジオ体操指導士、2級ラジオ体操指導士及びラジオ体操指導員とする。

(1) 1級ラジオ体操指導士

ラジオ体操等の理論を理解するとともに特に優れた技能と指導力を持って、従来から継続的にラジオ体操会、職域、学校、高齢者施設等におけるラジオ体操実施団体の立上げ、運営や実技指導にあたる等、普及活動の高い実績を有し、今後も自治体、地域社会等に働きかける等により多方面にわたる普及活動への取組みが期待できる者

(2) 2級ラジオ体操指導士

ラジオ体操等の理論を理解するとともに優れた技能と指導力を持って、従来からラジオ体操会、職域、学校、高齢者施設等におけるラジオ体操実施団体での運営や実技指導にあたる等、普及活動の実績を有し、今後も新たなラジオ体操実施団体の立ち上げ等により更なる普及活動への取組みが期待できる者

(3) ラジオ体操指導員

ラジオ体操等の理論を理解するとともに実技の技能を有し、ラジオ体操会、職域、学校、高齢者施設等におけるラジオ体操実施団体での実技指導等により普及活動への取組みができる者

第2章 認定のための審査

第5条 公認指導者の資格を得ようとする者は、別に定める資格認定試験申込書等を全

国ラジオ体操連盟に提出し認定のための審査等を受けるものとする。

第6条 認定のための審査は、別に定めるところにより全国ラジオ体操連盟公認指導者資格認定基準に基づき行うものとする。

第7条 認定のための審査は、年1回以上行う。

第3章 認定のための審査等を受ける者の要件

第8条 認定のための審査等を受けることができる者は、前年度末に満年齢18歳以上で次の要件を満たす者とする。

- (1) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者をいう。）でないこと
- (2) 1級ラジオ体操指導士の受験者は、受験の申込時において既に2級ラジオ体操指導士の資格を取得し、ラジオ体操等の指導、普及推進活動を行っている者
- (3) 2級ラジオ体操指導士の受験者は、受験の申込時において既にラジオ体操指導員の資格を取得し、ラジオ体操等の普及推進活動を行っている者
- (4) ラジオ体操指導員の資格認定を申請する者は、全国ラジオ体操連盟公認のラジオ体操等指導者講習会（全国ラジオ体操連盟が主催する春季・秋季指導者講習会・オンライン指導者講習会のほか、全国ラジオ体操連盟の指導委員を講師とする2時間程度のラジオ体操・みんなの体操指導者講習会（オンラインによるものを含む。）で、事前に全国ラジオ体操連盟が公認したものをいう。以下同じ）を修了後1か月以内に申請し資格を得るとともに、ラジオ体操等の普及推進について高い関心と意欲を持っている者
- (5) ラジオ体操ジュニア・リーダー（全国ラジオ体操連盟公認のラジオ体操等指導者講習会を修了した児童・生徒（小学5年生以上の児童、中学生及び高校生をいう。））で、満年齢18歳に達した年度の翌年度以降に認定を希望する者
- (6) オンラインで受験・受講する場合は、上記要件に加え、別に定めるところにより、受験・受講に必要となるシステム環境及びシステムに係るスキルを有している者

第4章 認定の登録等

第9条 全国ラジオ体操連盟は、公認指導者の認定のための審査に合格した者等で別に定める登録の手续をした者について、1級ラジオ体操指導士、2級ラジオ体操指導士又はラジオ体操指導員として認定し、登録するとともに、認定証及びバッジを交付する。

- 2 登録内容に変更があった場合は、速やかに全国ラジオ体操連盟ホームページ内「お問合せ」又は電話にて、登録内容変更の申請を行うこととする。

第10条 全国ラジオ体操連盟は、1級ラジオ体操指導士、2級ラジオ体操指導士及びラジオ体操指導員が次の事項に該当するときは、認定委員会に諮って認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 禁固以上の刑に処せられたとき
- (2) 第8条に定める認定のための審査等を受ける者の要件に過誤又は不正が認められたとき
- (3) 全国ラジオ体操連盟の普及活動に関する業務を阻害し、又は事実を捏造して宣伝流布するなどの行為により、全国ラジオ体操連盟の名誉、信用を傷つけ、全国ラジオ体操連盟の普及活動に支障をきたしたとき

第8章 雑則

第11条 この規程における実施細則については、別に定める。

第12条 この規程の改廃は、会長が行う。

附 則

第1条 この規程は、2012年6月1日から施行する。

第2条 この規程の定めは、2012年度に実施する資格認定から適用する。

附 則

第1条 この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2024年8月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2025年7月1日から施行する。